

令和 2 年 5 月 25 日  
開 会 10 時 00 分

○花田議長

おはようございます。ただ今の出席議員は、16 名で全員出席であります。よって、令和 2 年第 1 回宗像地区事務組合議会臨時会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症予防のため、3 密を防ぐ配慮を徹底し、会議を進めることといたします。つきましては、質疑、答弁は簡潔・明瞭に行って頂きますよう、ご協力をお願いします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。これより、日程に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 85 条の規定により、7 番福田昭彦議員、8 番蒲生守議員を指名いたします。次に入ります。

日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。次に入ります。

日程第 3 「諸報告」に入ります。伊豆組合長。

○伊豆組合長

本日、令和 2 年第 1 回臨時会の開催に当たりまして、議員の皆さまには、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。この度の新型コロナウイルス感染症によりまして、両市民の皆様には、生活面や経済面など、大変大きな影響を受けておられるものと思います。

事務組合におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への対応として、4 月 16 日から水道料金の支払い猶予を行っています。

また、業務の継続対策としましては、水道水の安定供給を第 1 に考え、本建物の水道管理部門と事務部門のそれぞれに移動制限区域を設け、両者が接触しないように工夫しております。

さらに、事務局の勤務体制を 2 班に分け、交互に在宅勤務、職場の消毒・換気・窓口スクリーン設置など、新型コロナウイルスの感染予防にも努めているところでございます。1 日も早い収束を心から願っております。

それでは、本日の議案を簡単に説明いたします。

第 14 号および第 15 号議案は、令和元年度の一般会計補正予算（第 3 号）と、同じく令和元年度急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、財政調整基金を急患センター事業特別会計に繰り出すために、令和 2 年 3 月 27 日付で専決処分をいたしましたので、報告をし、ご承認をいただくものです。

第 16 号から 18 号の 3 議案は、予定価格 2 千万円以上の水槽付き消防ポンプ自動車および高規格救急自動車 2 台ならびにその積載資器材 2 台分の購入に伴い、議会の議決に付すべき財産の取

得となることから、関係条例の規定により議会の議決を求めるものです。

第 19 号議案は、久末ダムの施設保全事業を行うために水道事業建設改良積立金の目的外使用について、議決を求めるものです。

第 20 号から 22 号までの 3 議案は、令和 2 年度の一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計の補正予算についてです。

以上、いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議をいただきまして、議決を賜りますようお願いを申し上げまして諸報告とさせていただきます。

## ○花田議長

次に入ります。

日程第 4 第 14 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第 14 号議案をご説明いたします。議案書の右下に議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際も、そちらをご確認ください。議案書の 14 ページをお開きください。

第 14 号議案 専決処分の承認について 令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について 令和 2 年 3 月 27 日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和 2 年 5 月 25 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子 令和元年度一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定めた。

提案理由 宗像地区急患センターの診療収入の減少に対して財源の補填を行うために、財政調整基金を原資とする繰り出しを行うことに伴い、令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

専決の理由について、具体的に申し上げます。本年 2 月議会定例会終了後の 3 月、急患センターの診療収入が、急激な落ち込みを生じました。事前にお配りしていました、資料の右肩に「第 14・15 号議案関係資料」と記載しております、「令和元年度急患センター事業特別会計収入見込額試算表」をご覧ください。

診療報酬収入及び一部負担金現年分の収入率につきまして、令和 2 年 1 月分までは、共に予算額に対する収入率で 100% を超えておりましたが、2 月分では 50% 台、3 月分では 30% 台と、3 月に入り急激に落ち込んでいます。

この落ち込みの原因は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものだと思われます。具体的には、コロナウイルス感染症予防のため、市民が、今まで以上にうがい・手洗いの実施やマスクの着用、外出自粛などの行動をとった上で、インフルエンザ等の病気に罹らなかつた為だと推察されます。このままですと、歳入欠陥を生じる危険性があった事から、緊急に財政調整基金を原資として財源の補填を行う必要に迫られましたが、議会にお諮りする時間的余裕がなかつたために、3 月 27 日付にて急患センター事業特別会計と共に、専決させて頂いた次第です。

では、補正予算の説明に入ります。議案書の次のページ、補正予算書の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万円を増額し、歳入歳

出予算総額を歳入歳出それぞれ 21 億 230 万 2 千円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。まず、歳入の説明を行います。

8、9 ページをお開き下さい。5 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、補正前の額 0 円に対し、250 万円を増額しています。これは、急患センター事業特別会計の財源の補填を行うために財政調整基金を原資として繰り出しを行うため、一旦、一般会計へ財政調整基金を繰り入れるものです。

通常、不足する財源の補填は、構成市からの負担金で行うのですが、診療収入の落ち込みの判明が 3 月中旬であり、構成市の 3 月補正予算に間に合わなかった事から、財政調整基金から繰り出しを行ったものです。

次に、歳出の説明に入ります。10、11 ページをお開き下さい。3 款衛生費、1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、補正前の額 2,010 万 7 千円に対し、250 万円を増額し、2,260 万 7 千円としています。これは、一般会計において一旦繰り入れた財政調整基金を、急患センター事業特別会計へ繰り出すためのものです。

以上で、第 14 号議案 令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入れます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○花田議長

これをもちまして、討論を終結いたします。これより第 14 号議案について、採決を行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

#### ○花田議長

全員賛成であります。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 15 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

第 15 号議案をご説明いたします。議案書の 15 ページをお開きください。

第 15 号議案 専決処分の承認について 令和元年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）について、令和 2 年 3 月 27 日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和 2 年 5 月 25 日 提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子 令和元年度急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定めた。

提案理由 宗像地区急患センターの診療収入の減少に対して、財源の補填を行うために、財政調整基金を原資とする繰り入れを行うこと等に 伴い、令和元年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

次ページ、補正予算書の 1 ページをお願いします。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,214 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,354 万 6 千円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。まず、歳入の説明を行います。

8、9 ページをお開きください。1 款診療収入 1 項診療収入 1 目外来収入は、補正前の額 1 億 9,931 万 6 千円に対し、1,464 万 3 千円を減額し、1 億 8,467 万 3 千円としております。内訳としまして、1 節診療報酬収入を 1,338 万 7 千円、2 節一部負担金収入現年分を 125 万 6 千円減額しております。この補正額につきましては、先ほどの一般会計にて説明しました、右肩に「第 14・15 号議案関係資料」と記載しております、令和元年度急患センター事業特別会計収入見込額試算表をご覧ください。診療報酬収入及び一部負担金収入につきまして、この試算結果の予算額との差額を、補正予算として計上しております。

次に、3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、補正前の額 0 円に対し、250 万円を増額しています。これは、先ほど提案理由で説明しました、診療収入の減少に対する財源の補填を行うために、財政調整基金を原資として繰り入れを行うものです。

続きまして、歳出の説明に移ります。10、11 ページをお開き下さい。1 款急患センター運営費 1 項管理運営費 1 目管理及び運営費は、補正前の額、2 億 5,104 万 4 千円に対し、200 万円を減額し、補正後額を 2 億 4,904 万 4 千円とするものです。内容としましては、急患センター管理委託料につきまして、委託先である宗像医師会から、インフルエンザ感染による受診が非常に少なく、検査キットの使用が大幅に減少したため、委託料の精算の前に 200 万円は減少する見込みであるとの報告を受け、委託料を減額したものです。

次に 3 款予備費 1 項予備費 1 目予備費は、補正前の額 1,024 万 3 千円から 1,014 万 3 千円を減額し、10 万円とするものです。予備費につきましては、本補正予算編成時において、今後の執行見込みがほぼなかった事から、減額しております。

以上で、令和元年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

関連で情報として把握されていれば、お聞きしたいのですが、急患センターの診療報酬の落ち込みは2月、3月で平均48%ですが、その理由を先ほど説明されたのですが、宗像医師会と色々お話をされたと思いますが、急患センターに限らず、近隣の一般の病院の状況等お聞きしてあれば教えて頂きたい。

○花田議長

花田次長。

○花田次長

具体的な数値は把握しておりませんが、宗像地区の病院も急患センターと同じ動向だと聞いております。後の21号議案でご説明いたしますが、4月以降もなお厳しい状況になっているという事です。以上です。

○花田議長

他に。中村議員。

○中村議員

今回インフルエンザ検査キットがあまり出なくてという説明でしたが、通常どのくらいの在庫を抱えていてどのくらい出たのか、単価はいくらなのかお聞きしたい。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

委託料の内訳をこの場に持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○花田議長

末吉議員。

○末吉議員

先ほど開会前に説明がありました、「新型コロナウイルス感染症に対する宗像地区事務組合の取り組み概要について」の中で、急患センターについては「プレハブを調達し発熱者外来を設置」と記載がありますが、この専決処分の内容にそれにあたる額が計上されていないようですが、それが何故かというのが1点。この調達というのが無償であれば別ですが。それと急患センターに発熱外来が設置されたという事ですが、いつから設置されているのか、この間、発熱外来への受診が何件あったのか把握されていますでしょうか。

○花田議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

1つ目のご質問で予算が専決されていないという事ですが、この設置は今年度、急患センターから申し出がありましたので、令和2年度の予算の予備費で対応させて頂いています。無償ではございませんで、リースという形で当面2か月間、開始時期としましては連休前の5月1日から設置しています。設置の理由ですが、発熱の続く方を内部に呼び込むと看護師さん、事務員さん等の感染リスクが高くなりますので、一時的に熱のある方はここで問診して、詳細を確認して内部に入って頂いて診察していくことにしております。本日までの詳細な数字は持ち合わせておりませんが、連休明けに事務長と打ち合わせた際に数件の利用者があったという報告を受けています。以上です。

## ○花田議長

末吉議員。

## ○末吉議員

発熱外来の設置については、医師会や宗像市・福津市の先生方と協議して、設置すべきだという要請はしていたのですが、なぜ必要かというと開業医の先生方は発熱された方が直接いかれるとリスクを伴なう、そういう意味での発熱外来というのが必要なんだというふうに言われていますよね。そういう点では5月1日から発熱外来を設置したということは宗像・福津の住民の皆さんに、PRされたのかどうかをお聞きしたいんですけども、していないとすれば、両市を通じて、広報等で市民に知らせるべきじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

## ○花田議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

当然、構成市の担当部局には、私ども発熱外来の相談をさせていただいて、費用面のお話とか協議をしましたが、事務組合が運営ということで私ども設置したような次第です。ただ、担当部局間でのお話をしていますが、市民にPRしているかどうかというと、多分してないと思いますので今後、構成市の担当部局等と情報を共有しながら、私どもも発信しまして、構成市のほうでも発信していただきたいと思います。以上です。

## ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第15号議案について採決を行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第16号議案「財産の取得について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

議案書の16ページ、第16号議案について説明いたします。

第16号議案 財産の取得について次のとおり財産を取得するものとする。令和2年5月25日提出 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子

- 1 取得する財産の種類等 水槽付消防ポンプ自動車1台
- 2 取得価格 5,896万円うち消費税及び地方消費税の額 536万円
- 3 契約の相手方 福岡市中央区長浜二丁目3番40号 愛知ポンプ工業株式会社 代表取締役  
緒方 健一

提案理由 福津消防署、津屋崎・玄海出張所に配置する水槽付消防ポンプ自動車1台を購入するため、令和2年4月30日制限付一般競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

参考資料としまして、本件の水槽付消防ポンプ自動車の主な仕様と納入期限を記載しております。また、入札結果及び水槽付消防ポンプ自動車の概要を議案関係資料第16号に記載しておりますので、御確認願います。

以上で第16号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第16号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのはい立を求めます。

(全員起立)

#### ○花田議長

全員賛成であります。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第17号議案「財産の取得について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。  
力丸事務局長。

#### ○力丸事務局長

議案書の17ページ、第17号議案について説明いたします。第17号議案財産の取得について、次のとおり、財産を取得するものとする。令和2年5月25日提出 宗像地区事務組合組合長 伊豆美沙子

- 1 取得する財産の種類等 高規格救急自動車2台
- 2 取得価格 5,170万円、うち消費税及び地方消費税の額 470万円
- 3 契約の相手方 福岡市中央区渡辺通4丁目8番28号 福岡トヨタ自動車株式会社 代表取締役 金子 直幹

提案理由 福津消防署及び福津消防署津屋崎・玄海出張所に配置する高規格救急自動車2台を購入するため、令和2年4月30日制限付一般競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

参考資料としまして、高規格救急自動車の主な仕様と納入期限を記載しております。また、入札結果及び高規格救急自動車の概要を第17号議案関係資料に記載しておりますので、御確認願います。以上で第17号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。北崎議員。

#### ○北崎議員

今回のコロナ関連での救急搬送、例えば保健所等から患者さんの搬送を依頼された場合、高規格救急車が対応できるのかと、今まで多分何件かあったということは聞いておりますので、どのように搬送したか教えてください。

#### ○花田議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

あくまでもうちの救急車は緊急搬送で、救急業務を最優先にする業務でございます。保健所からの依頼となると、移送ということで、我々の業務から外れるものと理解をしております。その中で特に緊急性を要するものとしましては、救急車で対応するということになっております。

なお、宗像地区事務組合と、宗像保健所は、S A R Sのときから連携協定ということで、移送の協力の協定書を結んでおります。その関係で今回、同様な取り扱いをするということで、移送は2件行っております。そのうち1件においては、その後P C R検査で搬送後に陽性の患者さんが出ております。

なお、P C R検査の必要であったという方の搬送につきましては8件搬送しております。うち7件が陰性であったということです。それから、コロナウイルスに対する感染防止処置につきましては、移送の場合は保健所の医師または職員の立ち会いのもと、感染防止に万全を期した上で搬送しておりますし、また搬送後も、医師または職員からOKと言われるところまで、消毒等々実施しまして、感染防止に努めております。以上でございます。

#### ○花田議長

ほかに。戸田議員。

#### ○戸田議員

別紙で新設機器の説明が載っていますけれど、搬送途中の救急車の中で色々患者さんのデータを取られると思うんですね。載っている機械でそういうデータを搬送途中で、搬送先の病院に患者のデータを電送する仕組みとかはこの中に入っているんでしょうか。

#### ○花田議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

現在、御審議していただいている契約につきましては、救急車両の内容でございまして車両の中には、御手元に配付しております資料3ページ、写真④救急搬送システム（ATAS）によって傷病者の搬送記録のデータ入力後、その場でプリンターと合わせれば瞬時に報告書を出力できます。出力する事により病院の滞在時間を短縮できます。また、各統計にそのまま反映しますので、そういう業務事が迅速に行われるというところでございまして、患者の細かい観察を含めたものにつきましては次の資機材のほうに、なろうかと。また病院のほうにはですね、電送するようなことは今のところは行ってはおりません。以上です。

#### ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

#### ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 17 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 18 号議案「財産の取得について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。  
力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

議案書の 18 ページ、第 18 号議案について説明いたします。

第 18 号議案 財産の取得について次のとおり財産を取得するものとする。令和 2 年 5 月 25 日提出 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子

- 1 取得する財産の種類等 高規格救急自動車積載資器材 2 台分
- 2 取得価格 2,233 万円、うち消費税及び地方消費税の額 203 万円
- 3 契約の相手方 福岡市西区今宿東 3 丁目 34 番 44-4 号 有限会社メディカルエイト 代表取締役 上久保 次男

提案理由 福津消防署及び福津消防署津屋崎・玄海出張所に配置する高規格救急自動車に積載する資器材 2 台分を購入するため、令和 2 年 4 月 30 日、制限付一般競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

参考資料としまして、高規格救急自動車積載資器材 2 台分の主な仕様と納入期限を記載しております。また、入札結果及び高規格救急自動車積載資器材の概要を議案関係資料 18 号に記載しておりますので、御確認願います。以上で、第 18 号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 18 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第19号議案「宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第19号議案を御説明いたします。議案書の19ページをお願いします。

第19号議案 宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について 上記の議案を次のとおり提出する。令和2年5月25日 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子  
宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金を目的外使用する。建設改良積立金 (1) 令和元年度末残高 2億236万1千円 (2) 令和2年度処分額 4,200万円 (3) 令和2年度末残高 1億6,036万1千円

提案理由 当組合水道事業建設改良積立金を目的外使用するため、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例第7条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

それでは内容について説明いたします。久末ダム関連施設は令和2年度末に福津市へ返還する予定になっておりますが、施設を修繕し返還することとなっております。このたび、令和元年度に行ったダム施設の保全調査の結果に基づいた補修工事を行いたいので、その財源としまして積立金の一部を取り崩し、修繕費として充当していくものでございます。建設改良積立金は、本来は水道施設の建設改良事業への財源とされていますが、福津市の久末ダムの施設保全事業に目的外使用させていただくものでございます。なお、建設改良積立金の残高につきましては、引き続き福津市と協議し、協議が整えば改めて報告させていただきます。

関係資料につきましては、経営施設課長の吉田が説明いたします。

## ○花田議長

吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

第19号議案関係資料の久末ダムの保全調査及び補修工事について御説明をいたします。

まず1の概要 (1) でございます、令和元年度に久末ダム施設保全工事のための調査設計業務を行っております。2 調査内容及び調査結果ですが (1) に保全対象箇所図を掲載しております。図面の詳細について説明したいと思います。まず、取水塔でございますけれどもこちらは以前、こちらのほうから導水管渠に水が流れおりましたけれども、193mございます。そちらの調査をしております。あと余水吐がございますけれども、大雨時、こちらのほうから水があふれるような形になるんですけども、こちらの余水吐とその先の放水路320mの調査をしております。

漏水ピットが真ん中にございますけども、こちらの堤体の水の動きを確認するための管施設がございます。そちらのほうと52mのボックスカルバートを調査しております。どのような調査をしたのかということで (2) のボーリング調査以降、列記しております。

まず、(2) のボーリング調査でございますけれども、施設の地盤の状態あたりこちらを確認するためにボーリングしておりますとしましては良好な状態でございました。

続いて(3)既存施設の調査でございますけれども、先ほどの対象箇所の目視調査をまず行っています。こちらでひび割れの具合や漏水後の確認も行っております。右のページ右のほうになりますけども、②で削孔機械によるコンクリートコアの採取こちらを全体で7カ所行っております。結果としては問題なしということで報告を受けております。③各種非破壊試験機によるコンクリート診断。こちらも同じようにコンクリートの調査を7箇所行って、結果としては問題ないことを確認しております。

続いて3の補修方法ですけれども、前期の調査の結果どのような対処が必要かということで、まず(1)のひび割れ補修、こちらに対しましては0.2ミリ以下のものに対して対策は不要ということで、経過観察をしていくということで考えております。0.2ミリ以上のものにつきましては、ひび割れに止水性の注入剤を充填。大きいものに関しては表面をV字にカットして樹脂モルタル等で充填をして、そちらを塞ぐということで考えております。漏水後及びセメントの表面が、鍾乳石のように膨らんだようなものに関しては、表面含浸工といいまして、表面を削りまして、劣化抑制がある材料において塗布、塗っていくという形の保守を考えております。

続きまして(2)の放水路の側面及び取水塔の漏水補修ということで上げております。余水吐から流れました放水路につきまして一部悪い箇所におきましては、強化プラスチック、FRPの板を水路全面に貼りまして、補修をしていきたいと考えております。取水塔及び導水管渠の補修ですけれども、こちらに関しては、高圧注入工しまして、その表面を塗装しまして表面を保護していくことを考えております。

(3)の取水塔及び連絡橋の補修ということで、こちらの連絡橋の一部、部材が鉄になっておりますので、こちらのほうを塗装し、管理橋の表面の防水をして舗装をやり直すということで考えております。以上が令和元年度にいたしました調査及び方針ということで上げております。

4の工事内容でございますけれども、こちらは先ほど言いました令和2年度に行います4,200万円の工事内容になっております。まずひび割れ補修でございますけれども、こちらに関しては、コンクリートの至るところ、取水塔、導水管渠、余水吐、放水路、漏水ピット全箇所にございました。数量としまして右に上げておりますけれども、注入及び充填工が総延長で70m、表面含浸工が163m<sup>2</sup>を行っていきたいと考えております。続きまして、FRP板工ということで、こちらの放水路のほうの補修用強化プラスチックによる補償でございますけれども、余水吐から流れ落ち、その後、30mの一部において補修を行っていきたいと考えております。

続きまして、高圧注入工、取水塔や導水管渠ですけれども、こちらのほうを注入工に関しては76m、表面含浸工を56m<sup>2</sup>行っていきたいと考えております。あと塗装工事他ということでこちら取水塔になりますけれども、取水塔の外壁の塗装や手すり、屋外、取水塔の中にもございますけれども、こちらのほう約208m<sup>2</sup>を考えております。あと連絡橋を一度防水しまして、舗装で仕上げるということで、考えております。

以上、補足ですけれども今回の調査及び工事内容につきましては福津市と協議を重ねた上での対応になっております。以上で、第19号議案 宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。末吉議員。

### ○末吉委員

不明な点だけ、確認したいと思うんですけども、今回久末ダムの維持補修のための4200万円を取り崩すということですが、1番最後にあります工事そのもの発注は福津市で発注されると理解しているのか、事務組合で引き続きしていくのかというのが1点です。

それと、これは本議案の中に新年度の水道事業会計の中で、久末ダムについては全面福津市に譲渡する議案が計上されてますよね。だから、施設として譲渡する上で、新年度工事を事務組合が発注していくというのは、関係性はどうなのかなっていうのが1点。

もう1点はですね、これは浄水としては現在使用していないわけで、宗像市の大井ダムも同じように、浄水、取水含めて停止した段階で、維持補修を前提に堤体を今後、維持していくためには、いわゆる貯水高を下げた上で堤体にかかる圧力、水圧を下げる形で延命化を図っていくという工事内容になったと思うんですが、実際調査されて、ひび割れだとか、現況目視も含めて、あるいは非破壊試験機等使われて現況調査されていますが、整備計画を今後維持していく上でのこういった観点は検討されていないのかなっていうふうにお見受けするんですが、その辺の検討についてはどうなっていますか。

### ○花田議長

吉田経営施設課長。

### ○吉田経営施設課長

まず1点目の工事ですけれども、結論的には事務組合のほうで工事をやりまして、工事が終わつた後に、福津市に譲渡していくという形をとっていきたいと考えております。

ダム自体なんすけれども、福津市と協議いたしまして、先ほどの保全対象箇所図に上がったところの調査を行ってそこをクリアすれば、引継ぎ協議を行うということで話が進んでおりましたのでその方向で、今回の工事のほう取りまとめております。以上でございます。

### ○花田議長

末吉議員。

### ○末吉議員

福津市さんと協議の上そういう形でされるということは理解できました。それで、今回の4,200万円の工事完了の後に福津市に全面譲渡されるという御説明なんですが、基金の取り崩し後については、今後、福津市とまた協議をした上でという説明を冒頭されましたよね。それとの関係は今回の工事完了後、全面移譲するわけですよね。移譲された後のこの基金の取り崩しについては目的外使用にもならないんじゃないかなっていうふうにちょっとと思うんですよね。今の時点ではまだ事務組合管轄でありますから、その整備について、基金を取り崩すということで今、議案にかかっているわけですけども、これが4,200万円の工事終了後、福津市に全面譲渡された後についてはどうされるのか、先ほど、今後福津市さんと協議していくと、こういう曖昧な説明がされましたので、そこは明確にしていただきたいと思います。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

今回の4,200万は、久末ダムの保全整備事業について使用させていただくもので、これが完了して返還すれば、久末ダムにはお金を投じることができませんので使うことは全くありません。残りの1億6,036万1千円につきましては、建設改良積立金として使用していくのか、それともその他の施設等で、今のところまだ頭の中にはございませんけども、そういう事案、目的外をしていくことが、あるのかどうかについて、福津市と協議をしていきたいと考えております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第19号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第20号議案「令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第20号議案を御説明いたします。議案書の20ページをお開きください。第20号議案 令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）について 令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する 令和2年5月25日 宗像地区事務組合組合長 伊豆美沙子

本補正予算につきましては、今年1月17日の議会全員協議会で整備方針を報告しました福津消防署につきまして、その後整備する候補地を選定し、所有者との間に土地売却の意向の確認が得られたことに伴い、歳出予算において用地取得及び整備に向けた調査設計等の費用を計上するとともに、歳入予算において財源となる構成市からの負担金の増額を行うものです。次ページ一般会計補正予

算書（第1号）1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,570万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,493万6千円とするものです。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って御説明いたします。まず歳入の説明をいたします。

8、9ページをお開きください。1款分担金及び負担金 1項負担金 4目消防費負担金は補正前の額17億2,372万2千円に対し、5,570万8千円を増額し17億7,943万円とする。補正額の内訳は宗像市からの負担金が3,317万1千円の増。福津市からの負担金が2,253万7千円の増であります。

次に、歳出の説明に入ります。10、11ページをお開きください。4款消防費 1項消防費 1目常備消防費に細目20消防本部庁舎等更新事業費を新設し、補正前額0円に対し、補正後額5,570万8千円を増額しております。増額予算の節ごとの説明に移ります。

11ページの説明欄をごらんください。11節役務費には予定地の収用認定手続のための手数料15万8千円を計上しています。次に12節委託料には、建設基本設計等業務委託料3,476万5千円。予定地の地質調査業務委託料300万円。用地鑑定評価業務委託料365万4千円。用地測量業務委託料616万6千円、事業認定申請業務委託料766万5千円。合計で5,525万円を計上しています。次に、21節補償補填及び賠償金には予定地の各種調査時の耕作補償金として30万円を計上しております。なお、福津消防署の整備に向けた今後の想定スケジュール及び候補地の位置につきましては、事前に送付していました資料及び本日お配りしました資料をもとに花田次長が説明いたします。

## ○花田議長

花田次長。

## ○花田次長

私のほうから配付しております資料に基づき、福津消防署の候補地及び、今後想定するスケジュールについて説明をいたします。まず、本日お配りいたしました右肩に、第20号議案関係資料②と記載した資料をお開きください。1月の全員協議会において、福津消防署の整備方針の説明をさせていただきました。その後、この整備方針をもとに対象となる事業地を選定したところ、手光区のふくとぴあと法務局の間の敷地に決定をいたしたところでございます。資料の赤で示したところになります。選定理由といたしましては、約5,000m<sup>2</sup>の広さが確保できる一団の土地であること、福間、東福間、津屋崎の結節地点であること、及び消防車両の出動時に安全を確保できる接道幅員があることなど、十分な機動性が確保されている点でございます。事業予定地は4筆で3名の所有となっており、買収予定面積は4,857m<sup>2</sup>でございます。また、中央に水路189m<sup>2</sup>、道路96m<sup>2</sup>が含まれておりますが、付け替え等について今後調整を図っていく予定としております。

次に、事前にお配りいたしました、第20号議案関係資料①と記載した資料をご覧ください。これは、全員協議会では言葉でスケジュールを示しておりましたが、それをグラフ化したものでございます。対象地を調査したところ、埋蔵文化財が含まれている可能性があることから、本年度が事前の試掘調査、次年度に本格的な調査が必要となりました。また、収用手続等にも時間を要することから、用地購入時期を令和2年度から、令和3年度に変更をいたしております。

ただし、この変更によりますその後の事業への影響はなく、令和7年4月の新福津消防署の共用開始を目指したいと考えております。関係資料の説明は以上でございます。先ほど局長の説明もありましたが、地権者とは、用地買収について基本的な合意は得ることが出来ています。今後、金額

や条件などの具体的な交渉及び諸手続など事業を円滑に進めるため、必要経費を計上するものでございます。以上で令和2年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。蒲生議員。

#### ○蒲生議員

用地についてお伺いします。まず消防車両はどちらのほうから出していくのかという部分です。もし中央公民館のほうのメイン道路を使われるのであれば、高さの問題があるのかなと思っております。どちらのほうをメインの道路として使って出でいかれるのかというのをお聞きしたい。それと地権者との話が色々あったと思いますので今後の話等あると思いますが、法務局とちょうど角地のところが、用地として田んぼのまま残ると思うんですが、正直な話をすれば、これで耕作がどうなのかと、実際その角地があれば消防車の出入りがしやすいのではないかと、素人では思うわけですけども。この辺の考え方について、2点お伺いしたいと思います。

#### ○花田議長

豎山総務係長。

#### ○豎山総務係長

まず消防車両がどちらから出るかというお話でございます。消防施設としまして道路へのアクセスが重要と考えておりますので、今のところ、どちらからも出られる方向を含めて考えているところでございます。確かに高低差はございますけれども、まだ測量に入っていないんですが、かなり敷地として広いので、高低差をカバーできるのではないかと考えているところでございます。おっしゃるように、どちらから出るかというのは非常に重要な問題でございます。こちらにつきましては、今この敷地について、やっと地権者さんとお話ができたところでございますので、消防職員の方ですとか、検討委員会を踏まえて、今後どう出していくところをつくるかというところを考えていくところでございます。

また、2点目につきましては非常に、確かに用地としてはいいところでございますし、私どもも同じことを考えておりました。ただ、地権者との合意が得られず、別のところで5,000m<sup>2</sup>近い敷地を確保できるように選定したところでございます。質問については以上でございます。

#### ○花田議長

他にございませんか。植木議員。

#### ○植木議員

最初の説明の中で、この図面は回収するというような話だったと思うんです。それで、用地買収についてはある程度の合意もできているというような説明だったんですが、どこまでこれを私ども説明することができるのかということだけお尋ねしたいと思います。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

先ほどから説明の中で、地権者と合意がとれましたもののこの先、どうなるかというのは不明確、不明瞭でございますので、具体的な場所については伏せていただければというふうに思っています。福津消防署は人口増により出動回数が増加しており、長く使っておりますので建物が劣化しており、手狭なために、建てかえの方針が決まったということはお話されても構わないと思いますけど、具体的な用地については、今の段階では伏せていただきたいと思います。以上です。

○花田議長

植木議員。

○植木議員

要するにここだけに収めてくれということですかね。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

用地についてはお察しのとおりでございます。建てかえについては、建てかえるという方針が決まったということは構わないと思います。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 20 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 第 21 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1

号)について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

第21号議案を御説明いたします。議案書の21ページをお開きください。

第21号議案 令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について 令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。 令和2年5月25日 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子

本補正予算につきましては令和元年度に引き続き、宗像地区急患センターの診療収入が減少する見込みのため、また、減少分の財源の補填を構成市からの負担金により賄うため行うものです。

次ページ急患センター事業特別会計補正予算書（第1号）1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正により、今回の補正は歳入予算の内訳のみを増額する補正であり、予算総額の増減額はありませんのでこのような記載をしております。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って御説明いたします。まず、歳入の説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。1款診療収入 1項診療収入 1目外来収入は、補正前の額1億9978万2千円に対し5,412万8千円を減額し、1億4,565万4千円としております。内訳としまして、1節診療報酬収入を4,837万9千円 2節一部負担金収入現年分を574万9千円減額しております。令和2年度に入りましても、新型コロナウイルス感染症の流行に起因すると思われる影響で診療収入が予想額よりも大幅に落ち込む可能性があります。コロナウイルスの流行は、福岡県では5月14日に緊急事態宣言が解除され、現時点では落ちついていますが、他の地域でも指摘されているようないわゆる流行の第2波が生じる可能性もあり、今後、診療収入状況がどのように推移していくのか予測は非常に困難です。

ただし、このような状態が継続した場合、本会計において資金不足に陥る可能性もあるため、早急な対応としまして、まずは、4月から半年の間、診療収入の予算額の30%まで落ち込むと想定し、構成市と相談の上、今回補正予算を計上したところです。補正額につきましては、事前に配付していました資料で説明いたします。資料の右肩に第21号議案関係資料と記載しております。令和2年度急患センター事業特別会計収入見込額試算表をごらんください。

この試算表は、第14、15号議案関係資料、令和元年度急患センター事業特別会計収入見込額算定表をもとに、4月以降の収入率を予算額の30%と見込み、4月から9月の診療報酬収入及び、一部負担金の差額を補正予算として計上しております。

次に2款分担金及び負担金 1項負担金 1目経常費負担金は、補正前の額4,054万2千円に対し6,402万8千円を増額し、1億457万としております。補正額の内訳は宗像市からの負担金が3,868万3千円の増、福津市からの負担金が2,534万5千円の増となります。負担金の増額理由は診療収入の減収に対し、歳出予算の財源の補填として充当するためです。

次に、4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金は補正前の額1,000万円に対し990万円を減額補正し、前年度繰越金を10万円としております。これは、第15号議案で承認いただきました、令和元年度急患センター事業特別会計第2号補正予算において、歳出予算のうち、予備費を減額し補正額を10万円で計上したことにより、令和元年度からの繰越金が同程度の額まで減少する見込みになつたため、減額補正するものでございます。以上で、令和2年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。石松議員。

○石松議員

1点だけお伺いします。この4月から半年間9月まで減収という形で報告があったわけですけども、半年間減収するということの根拠は、国とか、県のほうから指導等があったのかどうか。それともこの事務組合だけで、いわゆる、だろうということで決められたものなのか根拠を教えてください。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

この半年間につきましては、組合独自で判断させていただいた数字でございます。内容としましては、当組合の次の議会というのが、10月議会の決算になりますので、その間の半年間ということで今回計上させていただいております。ただ30%で見込んでおりますが、実際は、4月の実績で申すと23%程度ですので、場合によっては臨時議会等を開催させていただいて、新たな追加もお願いするかもしれません、これはあくまでも半年間、私どもの議会運営上の観点で半年間を計上させていただいたものでございます。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第21号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第21号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩といたします。再開は11時半といたします。

(休 憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○力丸事務局長

議長。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

はい。先ほど中村議員、ご質問の急患センターの検査キット使用量と単価という質問につきまして回答させていただきます。検査キットの数量につきましては、使った分だけを支払うというシステムにしておりまして、常時必要な数を急患センターの事務局が申請をして持っております。残りを年度末に精算するという形ですので、1年度で在庫を幾つ置くという数字はございません。ただ、使用量につきましては、平成30年度が4,400、令和元年度が3,500、20%程度年明けに少なかつたために減少しております。検査キットにつきましては単価660円ということで、これだけでは先ほど説明させていただきました減収額についてはつながりませんので、改めて調査させて頂いたことを報告させていただきます。やはり診療者数が減ったということで、診察時使用した資材の処理について、産廃扱いになるそうで、その処理委託料、クリーニング代、これらも含めたところで、先ほどの200万円の減額ということで修正させていただきたいと思います。

それと、少し誤解を与えたような発言をさせていただいたと思っておりますので、もう1点修正させていただきたい点があります。末吉議員の先ほどの質問の中で、発熱外来用のプレハブを設置した事を両構成市の市民に周知していただきたいという事がござりましたが、これはコロナ対策の発熱外来を設置したわけではなく、急患センターに診察にこられる、開業医のお医者さん、九大・久留米大等から派遣していただく先生方の危険を回避するために、急患センター独自で設置した発熱の対応施設ですから、コロナ対策の発熱外来を設置しましたというところではないということを御理解していただければというふうに思います。以上です。

○花田議長

日程第12 第22号議案「令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第22号議案を説明いたします。議案書の22ページをお開きください。第22号議案 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について 令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和2年5月25日 宗像地区事務組合組合長 伊豆 美沙子

水道事業会計補正予算書をお開きください。令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお開きください。まず、第2条につきましては、当初予算の第3条に定めております、収益的収入の第1款水道事業収益 第1項営業収益を1,000万円増額補正し、水道事業収益合計で35億1,386万7千円とするものでございます。また、収益的支出の第1款水道事業費用 第1項営業費用を2,948万2千円増額補正、第2項営業外費用を379万円減額補正、第3項特別損失を23億8,939万円増額補正しまして、水道事業費用合計で54億2,500万9千円とするものでございます。第3条につきましては、当初予算の9条の次に、第10条重要な資産の処分を加えるものでございます。久末ダムの用途廃止に伴い、久末ダム関連施設を福津市へ返還するものでございます。詳細につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入の部、1款1項営業収益 2目受託工事収益 1節受託工事収益を1,000万円増額し、4,000万円とするもので、これは水道工事を行う箇所について、宗像市と再協議を行った結果、受託する舗装箇所が増加したことによるものでございます。

支出の部では、1款1項3目受託工事費 22節工事費請負費を1,000万円増額し4,000万円としております。収入のところでも御説明いたしました宗像市の舗装工事分の増によるものでございます。4目総係費 19節修繕費ですが、先ほど第19号議案の建設改良積立金の目的外使用についてで御審議いただきました4,200万円を増額し4,397万4,000円とするもので、令和元年度の久末ダムの調査設計業務に基づき、施設の修繕を行うものでございます。

6目減価償却費 43節有形固定資産減価償却費は久末ダム関連施設除却により減価償却費を2,251万8千円減額し11億8,807万4千円とするものでございます。

3項特別損失 5目1節その他特別損失を、23億8,939万円増額するもので、今年度末に久末ダム関連施設を福津市へ返還するため、除却するものでございます。主な内訳は土地が28.2ヘクタールで16億5,865万3千円。構築物7億2,935万8千円などでございます。

ページを戻っていただいて3ページをお願いいたします。予定キャッシュフローの計算書でございます。この表は会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。最下段、資金期末残高は56億3,541万7,910円の予定でございます。

次に、4ページ5ページをお開きください。令和2年度末時点の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計は負債資本合計それぞれ385億330万9,436円となる予定でございます。

5ページの資本の部7剰余金(2)利益剰余金 ハ建設改良積立金を4,200万円使用し1億6,036万1千円とし、この、4,200万円につきましては、ニの当年度未処分利益剰余金 ②その他未処分利益剰余金変動額となっております。また、③当年度純損失は久末ダム関連施設の除却により19億9,132万9,156円の純損失となっておりますが、繰越利益剰余金などを充てる予定でございます。

以上で令和2年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。福田議員。

#### ○福田議員

今の説明で補正予算内容大体をわかったんですけども、その前に新型コロナウイルス感染者に対する宗像地区事務組合の取り組み概要についてということで、別紙で資料を頂いているわけなんですねけれども、この水道に関しては 6 項目あります 5 項目めの、水道料金の支払い延長相談についてホームページ掲載 4 月 16 日になっておりますが、現時点までにどれぐらいの相談件数があったのかというのを教えてください。

○花田議長

力丸事務局長

○力丸事務局長。

この支払い猶予の件につきましては、5 月 21 日現在で 51 件の相談がありました。支払猶予に関する相談につきましては 18 件、その他としまして減免に関する問い合わせは 1 件でございます。以上です。

○花田議長

福田議員。

○福田議員

猶予について、期間はどのくらいの猶予を求められたのかですね。それから、個人かそれとも事業者なのかとその内訳がわかれば教えていただきます。

○花田議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

まず期間につきましては、こちらから定めることはしておりませんで、問い合わせに対しまして柔軟な対応とさせていただいております。それで本来なら水道使用料を支払えない方につきましては、給水停止を行うところなんですが、この給水停止を行わず最長で今年度いっぱいまでは、支払い猶予を認めるというよりも話し合いに応じまして、調整させていただくような寄り添った対応をさせていただいているところです。個人か事業所かというところにつきましては、青谷主幹から説明させます。

○花田議長

青谷主幹

○青谷主幹

個人か、企業かというお話ですが、会社関係で御相談があった件数は 3 件でございます。そして料金の問い合わせが 18 件、ほとんどの方が一ヶ月ぐらい待ってくれないかというような相談が大半でございます。以上です。

## ○花田議長

福田議員。3回目です。

## ○福田議員

思った以上に相談件数が多くないなっていう印象を持ったんですけれども、とにかく今は日本全国コロナで大変な状況ですね。いろんな方が困ってるっていうのが現状です。しかも人が生活維持していくためのライフラインを確保するというのは絶対条件ですよね。そのライフラインはガスや電気、水道があるわけです。ガスとか電気は組合に関するところではありませんけれども、の中でも水は非常に重要だと思いますね。水が止められたらアウトですよね。そういう意味では、福津市・宗像市民も大変困っておられるという状況の中で、市独自でいろんなコロナの経済対策をされていると思いますけれども水道料金についても、ぜひこの組合で御検討いただければなというふうに思うんですよ。なぜかといいますと、今年の補正予算で営業収入は約29億円ありますね。12カ月で割ると一月2億4千万円ですよ。バランスシートを見ますと、流動資産は約58億円あるんですね。ただこの中でね、貯蔵品というのが5千万ぐらいあります。これは在庫だから引かなきゃいけないんです。それから流動負債5億4千万ぐらい、これを引いたら純粋に58億から6億円ぐらい引いたら、約52億円純資産持って、それから固定資産のところ見たら、投資有価証券10億円。去年か一昨年10億円の国債買って、これは一応資産運用してるわけですよ。ただ、これは期限つきの預金でありますよね。定期預金みたいなものです。合わせるとこれ純資産62億円になります。これをさきの営業利益月2億4千万の収入これで割りますとね、これ約26ヶ月分あるんですよ。この内部留保の中でね、今大変厳しいこの3月、4月、5月少なくともこの3ヶ月分を猶予どころか、この26ヶ月分の内部留保で、仮に3ヶ月分全市民の水道料金を猶予するというのは、26ヶ月分から見ればマイナス3ヶ月、つまり23ヶ月分まだ内部留保があるわけですね。当然、この内部留保は将来の管が老朽化したときの敷設替えの設備投資としての内部留保持ってるわけなんんですけども、今緊急事態にこの26カ月分の内部留保の3ヶ月分を使わない手はないですよ。ぜひそのところは、考えていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺どうお考えかお聞きしたいと思います。

## ○花田議長

力丸事務局長。

## ○力丸事務局長

議員も御存じのとおり、水道ビジョンを策定しまして、その他にも10年間の水道の総合戦略を策定させていただいております。これは計画書のほうにも記載しておりますけれども、10年間一切値上げをせずに、管路更新、施設の耐震化などを計画しているものでございます。それから、先ほど2億4千万程度余剰があるんじゃないかという話なんですが、基本料金と水道使用料で全て減免するとなれば、一月で約2億3千万程度必要になります。それとあわせて、追加するならこれから先も暑い夏、それから災害等も発生しますので、災害に備えるお金も必要になりますので、現時点では水道料の減免というのは組合としては考えておりません。以上です。

## ○花田議長

伊豆組合長。

## ○伊豆組合長

先ほど、事務局からも答弁がありましたけど、全市民が使用する水道料金を減免するとなると約2億3千万円一月でかかります。これは経営上大きな喪失となり水道ビジョン及び経営戦略を円滑に実施していくためには、近い将来使用者から料金などの値上げ等もする必要が生じてきます。

今、福田議員もおっしゃっていたように水道事業は、市民にとって重要なインフラ事業です。その根幹を搖るがすような経営自体は避けなければいけないというふうに考えております。

確かに有事である現状において水道料金が有効な得策である可能性はありますが、先ほども報告がありましたように、現状での窓口への料金そのものへの問い合わせというの、非常に少ない状況であるというふうに認識をしております。以上のこと総合的に判断して、構成市とも協議をした結果、水道料金自体を徴収しないというのは、コロナ対策としては現時点においては、減免措置は行わないという方針であります。

## ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

福田議員。

## ○福田議員

今、質問の中で述べさせていただいた通りですけども、本当にこれパンデミックという有事ですよ。ですから、少しでも市民の痛みを和らげるために、将来への設備投資というのも大変重要なことですけど、さらに今後状況がどうなるかわかりません。今後も引き続きそういうことはしっかりと検討いただくという事、要望を添えまして、私は賛成討論させていただきます。

## ○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

## ○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第22号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○花田議長

全員賛成であります。よって第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を全て終了いたしました。本会議中誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。これをもちまして本日の日程は終了いたします。よって令和 2 年第 1 回臨時会を閉会いたします。